



平成 24 年（行ウ）第 32 号 補助金交付決定取消請求事件

平成 24 年（行ウ）第 85 号 補助金交付差止等請求事件

原告 長瀬猛 外 2 名

被告 兵庫県及び兵庫県知事

原告準備書面（6）

平成 25 年 10 月 15 日

（次回期日：平成 25 年 10 月 16 日）

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

序説 「公の支配」と「不当な支配」

原告らは、本件で問題としている被告兵庫県の補助金の交付を受けている朝鮮学校につき、憲法 89 条後段が求める「公の支配」に欠けるとともに、教育基本法 16 条 1 項が禁じる「不当な支配」が行われていると主張している。

北朝鮮は、在外公民である在日朝鮮人を北朝鮮の周囲に結集させ、金一族に対する崇拜を要請するチュチュ思想による教化を目的として「民族教育」の名のもとに、朝鮮学校において北朝鮮礼賛、独裁者神格化の思想政治教育を実施すべく、統一戦線的組織である朝鮮総連を通じて朝鮮学校の教育を教

育内容、教員人事、財政等において不当に支配している。

傘下の教育局を通じて朝鮮学校及び学校法人兵庫朝鮮学園を支配する朝鮮総連中央本部ないし朝鮮総連兵庫県本部は、朝鮮学校における思想政治教育を貫徹するために、あえて教育基本法1条に規定する1条校ではなく各種学校に止まることを選択することで、教育内容ないし教育実態にかかる「公の支配」、すなわち文科省による干渉を回避してきたのである。

朝鮮学校に対する国・地方公共団体による「公の支配」の欠如と北朝鮮・朝鮮総連による「不当な支配」とは表裏の関係にあるのである。

以下、朝鮮学校に係る「公の支配」の欠如と「不当な支配」について主張を補充する。

第1 憲法89条後段違反に係る主張の補充

1 原告らは原告準備書面(2)の第1において憲法89条後段の「公の支配」に係る解釈に關し、憲法制定当時から今日までの政府解釈の変遷を整理した。

すなわち、憲法制定当時、内閣法制局の前身である法務庁法務調査意見長官は憲法89条後段についていわゆる厳格説（その構成、人事、内容及び財政等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されるなど、国又は地方公共団体の機関が決定的な支配力を持つことが要件だとする）に立ち、1949年の私立学校法の制定時には、厳格説に立ちつつ、私立学校法59条の規定（①業務・会計状況報告の徵収権、②予算変更の勧告権、③役員解職の勧告権）を設けることで、私学助成の合憲性の問題を立法的に解決したとされた。しかし、私学助成の範囲が融資事業や特定補助金を経て、人件費を含む経費補助にまで拡大させていくとなると、「公の支配」の要件をめぐって「私学助成の合憲性」に係る議論が再び巻き起こったが、70年代に日本私学振興財団法、私立学校振興助成法が相次いで制定され、私立高等学校以下の経常費に対する都道府県の補助への国の補助について明文の規定が置かれた。それ以後、政府見解は「公の支配」の要件について、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法における監督の程度と解するよう

なったのである。

かかる立法経過に照らせば、私学助成、特に、私学の経営を直接支援する経費補助については私立学校振興助成法が定める監督の程度をもってはじめて憲法89条後段の「公の支配」があると認めうことになる。しかし、各種学校（私立学校法64条4項の法人）である朝鮮学校に対しては私立学校振興助成法12条各号の準用はあるが、同法14条（文科相の定める基準に従い会計処理を行い、公認会計士又は監査法人の報告書を添付して貸借対照表等の財務計算に関する書類を提出する）の準用はない。

同法14条の規定は、財政的監督をより具体的に規定するものであり、財政的執行統制の観点からした「公の支配」をより厳格にするものである。他方、同法12条各号は私立学校法59条の規定とほぼ同一のものであり、私立学校に対する経常的経費助成を行ううえで付け加えられた「公の支配」の要件とは言い難い。

これらのことは、同法制定当時、各種学校に対する経常的経費の補助が想定されていなかったことを反映している（都道府県による小中高等学校等を設置する学校法人に対する経常経費補助に係る同法9条が準用されていないのはその証拠である）。

この点、被告らは、各種学校（私立学校法64条4項の法人）の朝鮮学校にも私立学校振興助成法12条各号の準用があることをもって憲法89条後段の「公の支配」に欠けない旨主張するが、前述したように、同法14条に定めるところの会計基準等による具体的な財政的執行統制がなされていない以上、経費助成を行ううえで必要とされる程度の監督はなく、「公の支配」の要件は満たされていないといわざるをえない。

- 2 東京高裁平成2年1月29日判決は、憲法89条後段の「公の支配」を緩やかに解したものとして知られており、憲法89条後段の規制については、「私的な教育事業に対して公的な援助をすることも、一般的には公の利益に沿うものであるから、同条前段のような厳格な規制を要するものではない」とした上で、その規制の趣旨について、「教育の名の下に、公教育の趣旨、

目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりする虞
があり、ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づく」とし、
したがって、教育の事業が公の支配に服する程度は、「公の権力が当該教育
事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない
場合にはこれを是正しうる途が確保されていれば足り、必ずしも、当該事業
の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない」と
したうえで、具体的には当該事案では、「補助金についての一般の規制のほ
か、本件教室に対する個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用又
は利用されないよう規制、管理されている」との認定事実に基づいて憲法8
9条後段の趣旨に反しないものとされたものである。（甲41）

民族教育の名のもとに、現実に「公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動」がなされており（甲40：萩原遼意見書）、他方、私立学校のように文科省が定める会計原則に則って公認会計士等の監査を受けることもなく、被告兵庫県による個別の指導等によって教育の内容ないし実態を調査することも管理することもなされていない朝鮮学校における教育の事業に該当するものとは到底いえない。

3 もっとも各種学校である朝鮮学校に私立学校振興助成法14条の準用がなくとも、兵庫県が要綱等において同法14条に準じる会計原則等を定めておれば、同条項に係る憲法89条後段違反の疑いは消失しうる。しかし、兵庫県が定める要綱等にはかかる規定は存在しないし、現実に、私立学校振興助成法14条に定める会計原則等に準じた厳格な財政的監督（執行統制）はなされていない。

ちなみに、私立学校が経常的経費補助を受けるうえで行われている公認会計士による学校法人監査手続きの内容は、日本公認会計士協会が「学校法人監査手続指示書」（甲42）で明示しているとおりであり、予備調査、資金収支、借入金、教員数、退職金等の細目について厳格に調査することが定められている。かかる厳格な監査は、朝鮮学校を運営する本件の準学校法人においてなされていない。

私立学校振興助成法 14 条は、単に会計原則を定めるという形式的なものではなく、経常的経費の補助を行う私立学校の財政を適切に監督するうえで必要な具体的方法を定めたものであり、経常的経費の補助に係る財政監督（執行統制）を実質的に担保するうえで必要不可欠なものである。

4 経常的経費の補助は、教育の事業に係る経営に対する直接の支援を目的とするものである。憲法 89 条後段の「公の支配」の程度は、その規制の趣旨に照らし、その補助金の性質や目的に照らして考慮すべきである。

「平成 23 年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要綱」（乙 1 の 2）に基づく補助金は経常的経費の補助である。補助事業実績報告書添付の補助事業実績報告書内訳（乙 6）によれば補助の対象とされている経費（4 億 5 721 万円）の大半は教員給与等の人工費（3 億 5824 万円）であり、朝鮮学校の通学者からみて巨額であり、適切な監査が行われているのかすこぶる疑問である。

かかる適正かつ厳格な財政的監督が行われていない準学校法人に対し、経常的経費の補助を行うことは、憲法 89 条後段に違反するものであり、違憲違法であることは明白である。

第 2 教育基本法 16 条 1 項「不当な支配」に係る主張の補充

1 被告らは朝鮮学校の卒業生につき、「個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認め」（学校教育法施行規則 150 条 7 号）ていること、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）等のスポーツや文化面においても高校等と同様の活動をしていることを理由に、朝鮮学園が設置する 7 校の学校における教育の事業について公益性に沿わないものと断じることはできず、本件学校が朝鮮総連による不当な支配に服しているとみるとることはできないと主張する。

2 国公ないし公立の大学への入学資格が認められていることをもって、直ちにその教育の公益性を認めたり、朝鮮総連による「不当な支配」を否定する根拠にはならない。一定の学力があると認定できることと、教育の名の下に、

公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動（北朝鮮を無批判に礼賛する虚偽の歴史教育や独裁者一族を神格化する洗脳教育）がなされていることとは別のことだからである。

学校教育法施行規則 150 条 7 号の朝鮮高校への適用拡大は、教育基本法両親の事情等から朝鮮学校に通学することを余儀なくされた在日朝鮮人の学生にも国公立大学受験のチャンスを与える人道的措置であり、それをもって朝鮮学校の教育事業について公益性を認めたものと解するのは短絡に過ぎる。インターハイ等の出場資格についても同様である。

- 3 朝鮮総連による朝鮮学校の「不当な支配」の根拠事実として長野地裁平成 20 年 2 月 22 日判決（乙 24、甲 43）で認定された事実を追加する。当該事案は朝鮮総連長野県本部が朝鮮学園の所有に係る朝鮮学校の校舎を本部として使用していたという驚くべきものであり、朝鮮総連と朝鮮学園が一体のものであり、朝鮮総連が朝鮮学園を不当に支配していることを如実に物語るものである。
- 4 被告らは、或いは、教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」が及んでいても、教育の事業の公益性が認められる場合がある旨主張するかもしれない。

しかしながら、朝鮮総連が不当に支配する朝鮮学園に対する経常的経費の補助は、朝鮮総連による誤った思想政治教育を支援することになり、学校現場で挙げられている朝鮮学園の教育改革の声（例えば、保護者からの要望書「朝鮮学校教育の抜本的改善を求める」一甲 28 の 5）を圧殺し、これを阻むことにつながる。そのとき、補助金の交付は、朝鮮総連による「不当な支配」という違法の継続を支援することになる。かかる補助金の交付に公益性が認められないのは当然である。

- 5 東京高裁平成 24 年 3 月 14 日判決はこういう。「私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって社会的に存在意義が認められるのであり、特定の信念、主義、思想教育も教育基本法、学校教育法の許容する限度において認められるところ、本件学校において、公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証

拠はない」。 「控訴人は、朝鮮学校での日本人拉致事件、大韓航空機事件等についての教育内容を引用し、教育内容が反日教育であれば教育課程に關係なく公益性がない旨主張する。しかし、本件学校において、在日朝鮮人子女に対し、学校教育法に基づく初等、中等の普通教育をおざなりにし、眞実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育が行われているのであれば格別、そのような反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がない」。（乙12、甲44）

旭川学テ最高裁判決によれば、社会的勢力による支配が「誤った知識や一方的な觀念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなこと」の程度まで至っておれば、教育基本法において禁じられている「不当な支配」に該当するのであり、その場合、当該教育の事業について「公益性」を認めることはできない。

本件訴訟において、原告らは、朝鮮学校における教育を研究してきた専門家である萩原遼氏（「朝鮮高校への税金投入に反対する専門家の会」代表。甲40）の証人尋問によって、《公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育》及び《眞実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育》が行われていること、そして朝鮮総連による朝鮮学校に対する「不当な支配」によって《誤った知識や一方的觀念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなこと》が現に行われていることを立証する予定である。

以上



平成 24 年（行ウ）第 32 号 補助金交付決定取消請求事件

平成 24 年（行ウ）第 85 号 補助金交付差止等請求事件

原告 長瀬猛 外 2 名

被告 兵庫県及び兵庫県知事

原告準備書面（7）

平成 25 年 10 月 16 日

（次回期日：平成 25 年 10 月 16 日）

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

1 朝鮮総連による朝鮮学校に対する人事面での支配

兵庫朝鮮高級学校の校長黃成鶴（ファン・ソンハク）は、平成 21 年（2010 年）5 月 23 日開催の第 22 回朝鮮総連全体大会（全体大会は通例 3 年に 1 回開かれる）において朝鮮総連の最高幹部である 402 人の中央委員の 1 人に選任（重任）され、現在も中央委員の地位にあることが確認された。

第 22 回全体大会では兵庫朝鮮高級学校の校長だけでなく、大阪朝鮮高級学校及び京都朝鮮高級学校の各校長も中央委員に選任（重任）されている。全国の朝鮮高級学校の校長が中央委員を兼ねていると推認される。

この事実は朝鮮学校が教育内容や財政面だけでなく人事面においても朝鮮総連の完全な支配下にあることを物語っており、そのことを把握できないでいる兵庫県及び神戸市をはじめとする全国の地方自治体による監督が事実上及んでいないことを浮き彫りにしている。

以上



平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

平成24年（行ウ）第85号 補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原 告 長瀬猛 外2名

被 告 兵庫県及び兵庫県知事

証拠説明書8（甲号証）

平成25年10月16日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 德永信一

甲41～44

甲	標 目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
41	判決解説 【写し】	法学教室 伊藤公一 判例セレクト90（憲法）	・東京高裁平成2年1月29日の判決についての解説 ・憲法89条後段にいう「公の支配」の意義 ・東京高裁判決では「補助金についての一般の規制のほか、本件教室に対する個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用又は利用されないよう規制、管理されている」と認定されていること
42	学校法人監査手続指示書 【写し】	日本公認会計士協会 【平成9年3月24日】	・私立学校振興助成法の第14条に基づく私立学校の会計監査のマニュアル

4 3	判例タイムズ 【写し】	判例タイムズ 1284 号 【平成 21 年 2 月 10 日】	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地裁平成 20 年 2 月 22 日 判決の解説 ・朝鮮総連長野県本部に占拠され朝鮮総連の活動に利用されていた朝鮮学校の校舎について公益のために直接専用する施設とはいえないとして固定資産税の減免措置が取り消された事案
4 4	判決 【写し】	東京高等裁判所第 20 民事部 【平成 24 年 3 月 14 日】	<ul style="list-style-type: none"> ・判決理由 1 「本件学校において、公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠はない」。 ・判決理由 2 「本件学校において、在日朝鮮人子女に対し、学校教育法に基づく初等、中等の普通教育をおぎなりにし、真実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育を行われているのであれば格別、そのような反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がない」。 ・本件では公教育の趣旨から逸脱し、真実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日（北朝鮮独裁者礼賛）教育が行われていることを認めるとするに足る的確な証拠がある。